重　点　要　望

要望先：滋賀県県民生活部　スポーツ課

重点要望（継続）

国民体育大会に向けた各種補助制度の充実について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

平成３６年に予定されている第７９回国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向け、老朽化が著しい施設の建て替えや競技種目の仕様等に合わせた改修・修繕およびバリアフリー化を計画的に実施していく必要があることから、施設整備に係る補助制度（国体施設整備補助金）の改正、補助金額の増額、補助メニューの追加、補助内容の早期の明示について、特段の配意をお願いしたい。

また、国民体育大会で活躍できる次世代の選手やアスリートを育成する必要があることから、そのための経費に係る補助制度の創設についても、併せて特段の配慮をお願いしたい。

さらに、これらの経費が、国の補助メニュー等に追加されるよう国へ強く働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 関連施設の位置図 ］

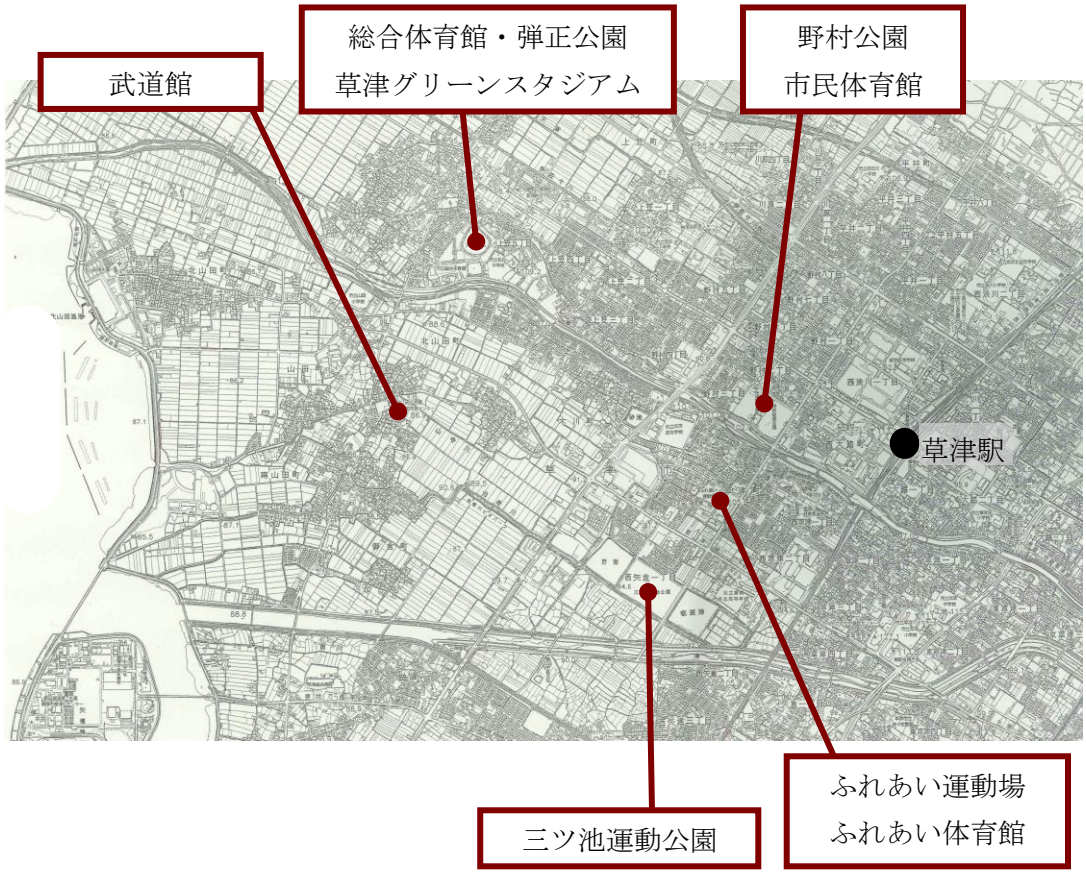

［ 現状と課題 ］

既存の社会体育施設の多くは昭和５６年のびわこ国体において整備しており、老朽化の問題に直面していることから、現在の競技基準等に適したフロア等の改修だけでなく、建替や修繕、バリアフリー化する必要がある。

また、国内最大のスポーツ祭典である国民体育大会で活躍できる次世代の選手やアスリートを育成していく必要がある。

［ 事業実施による効果 ］

1　施設を整備することにより、第７９回国民体育大会の会場として利用が可能となる。また、開催後も市民・県民の健康増進の拠点としてスポーツ推進・健康づくりを進めることができる。

2　多くの市民・県民が国民体育大会で活躍することで、スポーツの普及・推進や健康づくりにつながる。

草津市教育委員会事務局スポーツ保健課

要望先：滋賀県県民生活部　スポーツ課
土木交通部　都市計画課

重点要望（継続）

野村公園の整備に対する支援について【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

野村公園整備事業は、草津市の中心市街地活性化基本計画における基幹事業であり、平成３６年の国体開催を控えていることから計画期間内の事業完了は不可欠であるため、国の交付金要望額の確保に向けて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、野村公園の賑わい拠点としての魅力を最大限に発揮させるためには草津川跡地整備事業を一体的に推進することが重要であることから、県におかれては、草津川跡地整備事業に対する財政上の支援および関連県事業への積極的な取り組みについて、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

野村公園整備予定地

［ 現状と課題 ］

野村公園は、市の中心市街地に位置し、都市部に不足する公園面積の確保の必要性から、周辺エリアを含めて約８ｈａの都市公園整備を行うとともに、建替が必要な体育館については、プロスポーツやイベント等、大規模な大会の開催に対応できる収容規模とする、中心市街地活性化の拠点となる施設（新体育館整備：１期工事）を平成３０年度までに整備する予定である。

また、公園整備の２期工事（グラウンド、園路整備等）においては、整備予定地内に草津川跡地の一部が含まれているが、野村公園を賑わい拠点として整備していくうえで草津川跡地との連続性や回遊性を持たせることが重要であることから、野村公園と草津川跡地の整備を一体的に推進する必要があり、その際には、関連県事業の推進について滋賀県の協力が不可欠である。

また、平成３６年に予定されている第７９回国民体育大会においても活用可能な運動施設として整備することから、特段の配意をお願いするものである。

［ 事業実施による効果 ］

1　地域のスポーツ実施率を高める活動拠点となる。
2　中心市街地活性化に貢献する集客拠点となる。
3　コミュニティを醸成する交流拠点となる。
4　地域の安全・安心環境を高める防災拠点となる。
5　都市に必要な緑地・オープンスペースの確保ができる。
6　子どもから大人まで誰もが気軽に憩える空間が創出できる。
7　草津川跡地整備と一体性を保つことで都市の魅力を創造できる。

草津市建設部公園緑地課
草津市都市建設部草津川跡地整備課

要望先：滋賀県琵琶湖環境部　琵琶湖保全再生課

重点要望（新規）

琵琶湖保全再生計画の早期策定および実施と計画に基づく事業の財源確保について【国への要望、県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

平成２８年４月２１日に国において、琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく基本方針が定められた。

県におかれては、琵琶湖保全再生計画を早期に策定し、当該計画に基づき、琵琶湖の水質と生態系の保全、オオバナミズキンバイを始めとする外来種の防除、エコツーリズムや湖上交通の活性化などについて主体的に取り組んでいただくよう特段の配意をお願いしたい。

また、計画に基づく事業が円滑に実施できるよう、財源確保について国へ働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

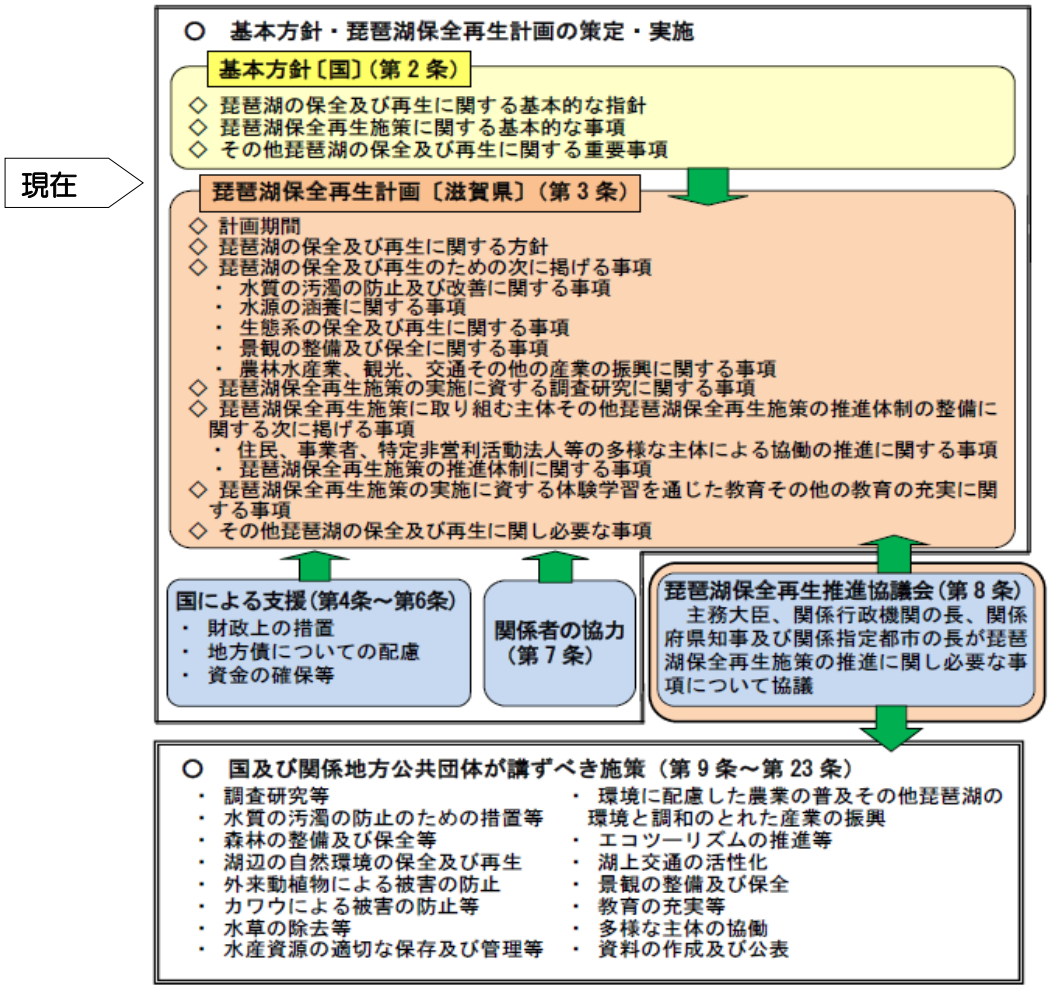

［ 現状と課題 ］

県では今後、基本方針を受けての琵琶湖保全再生計画の策定を予定しておられるが、琵琶湖の保全と再生に向けた施策を展開するにあたって予算措置等を含めた計画の立案を図るためには、法に基づく計画を早期に策定していただく必要がある。

［ 事業実施による効果 ］

琵琶湖の水質保全や生態系の保全、オオバナミズキンバイをはじめとする外来種の防除とともに、環境と調和した産業の振興やエコツーリズム、湖上交通の活性化のほか、琵琶湖の重要性を広く伝える施策の促進に寄与する。

草津市環境経済部環境課

要望先：滋賀県琵琶湖環境部　循環社会推進課

重点要望（継続）

循環型社会形成推進交付金の予算確保等について【国への要望】

［ 要望内容 ］

廃棄物処理施設について、計画的な施設整備を行なうため「循環型社会形成推進交付金」の予算確保を図るとともに、整備、更新および改修について必要な財源措置を講じるよう国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

また、施設の解体工事については、既存焼却施設の敷地以外に新施設を整備した場合、交付対象とならないが、多くの自治体では、既存施設を継続運転しながら新施設を整備し、新施設稼動後に既存施設を解体撤去するのが現実であることから、現行制度では廃棄物処理施設を複数有する都市以外では、この制度の適用を受けにくく制度利用上の格差が生じるため、全ての解体工事を交付対象事業とし、公平かつ実効性のある制度となるよう制度改正について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

事業地：
草津市馬場町
１２００番地２５
（約１．９ｈａ）

［ 現状と課題 ］

平成２８年度の循環型社会形成推進交付金について、施設整備に関しての当初内示額は、要望額に対して９４％の内示であり、非常に多額の事業費を要する施設整備における数％の負担であっても地方自治体にとって数千万円規模の大きな財政負担の増額となる。

廃棄物処理施設の整備にあたっては、大規模な財政支出を伴うことから、財政運営上の計画を策定しながら事業を推進するものであるが、今後、このような状況が継続されると、当初計画から大きな変更を生じ、市全体の事業に影響を及ぼすものである。

そのため、循環型社会形成推進交付金の予算確保により制度の安定化を図るとともに、確実に必要な財源措置をされるよう要望する。

また、廃棄物処理施設の解体工事は、ダイオキシン類の飛散防止や作業員の暴露防止対策など、他の施設よりも特殊な解体工事の対策を要するため、解体そのものに多額の費用が必要である。

しかしながら、既存施設の跡地に新施設を整備することは工程上不可能である。このことから、全ての解体工事を交付金の交付対象事業とし、公平な制度となるよう必要な制度改正について要望する。

草津市環境経済部廃棄物処理施設建設室

要望先：滋賀県琵琶湖環境部　下水道課

重点要望（継続）

不明水対策に係る社会資本整備総合交付金制度の拡充について【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

平成２５年９月に襲来した台風１８号の大雨による大量の不明水により、浄化センター周辺に汚水が溢水し、地域の住環境と市民生活に対し多大な被害が発生した。

このことから、平成２６年度下水道不明水対策検討会において、県が主体となり対策計画の策定や溢水対策を進め、特に、大雨時における浄化センターの機能強化等について御検討いただいていることに感謝申し上げますが、流域ならびに公共下水道において発生している不明水について、なお一層の実効性がある対策を早期に取っていただくよう、特段の配意をお願いしたい。

また、社会資本整備総合交付金制度において、不明水対策を対象としたメニューを創設していただくよう継続的に国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］ ［琵琶湖湖南中部浄化センター］

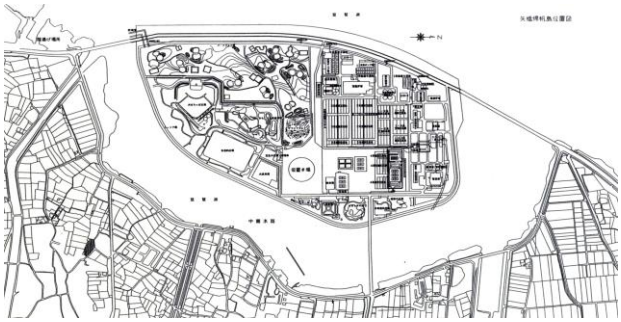

［溢水状況］

流域マンホール（草津市新浜町地先）

［ 現状と課題 ］

平成２５年９月に県内を襲った台風１８号により、本来は流入しない雨水が下水道管に大量に流れ込んだ結果、浄化センターの汲み上げポンプの処理能力を大幅に超え、処理しきれずに滞留した汚水がマンホールから溢れ出し、湖南中部浄化センター周辺地域において、各家庭のトイレが使えないといった被害や、マンホールから汚水が溢れ出すなど住環境への被害が発生した。

不明水による溢水被害を防止する対策としては、不明水の発生原因の特定と改修を実施し、不明水の発生そのものを抑制する長期的な対策と、浄化センターの汲み上げポンプや簡易放流用バイパス管の機能強化といった即効性のある対策が考えられ、市では、補助金の範囲内で雨水の浸入がないマンホール蓋への交換を実施しているが、必要な対策を講ずる上で補助（交付金）制度の拡充をはじめとした財源の確保が大きな課題となっている。

［ 事業実施による効果 ］

1　汚水溢水被害の防止が図れる。

2　分流式における不明水による汚水溢水は、本来あってはならないという考え方であるが、今日の下水技術をもってしても大量の雨天時不明水浸入がある実態を踏まえ、現行の補助制度を拡充することにより、災害対応を促進し、スピード感をもって災害防止に取り組むことができる。

3　不明水対策に係る社会資本整備総合交付金制度の拡充により、多角的に不明水対策を進めることが可能となり、結果、溢水被害を未然に防止し、衛生的で安全安心快適な住環境に資することができる。

4　不明水処理に係る経費を抑制することができ、結果、使用料の抑制となり住民サービスの向上となる。

5　放流水の水質改善につながる。

草津市上下水道部上下水道施設課

重点要望（継続）

要望先：滋賀県琵琶湖環境部
琵琶湖政策課、下水道課

湖南中部浄化センターにおける中間水路の水質改善について
【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

湖南中部浄化センターにおける中間水路は、水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留により景観の悪化や船舶航行の障害となり、特に夏場には臭気が発生し、生活環境への悪影響や帰帆島のイメージダウンにつながっている。

毎年、部分的な除草を実施いただいてはいるが、目に見える効果が得られていないことから、環境改善に繋がる抜本的な中間水路の流動化対策等を講じていただくよう、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

［中間水路］

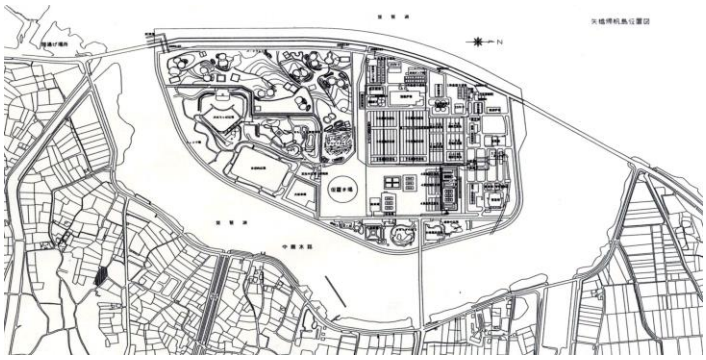

［十禅寺川河口より南側］

中間水路の水草繁茂状況

［ 現状と課題 ］

現在の中間水路における水草の大量繁茂は、湖流の停滞による水質の悪化や低層の低酸素化、湖底のヘドロ化など、従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えるとともに、漁業や船舶航行の障害、腐敗に伴う臭気の発生など生活環境にも様々な支障をきたし、深刻な状況が続いている。

また、スズメノヒエ（外来種）等が樋門や河口に大量繁茂し、閉塞により浮き草やゴミが大量に溜まり、臭気や景観の悪化を起こしている。

［中間水路の水草除草の推移］

水草等の生育面積は２０万㎡あるが、毎年除草を行っていただいているものの、部分的な刈り取りに止まり、環境改善にまで至らず、抜本的な解決になっていない。

（単位：㎡）

年　度	合　計	表　層	根こそぎ	スズメノヒエ
平成２５年度	46,900	17,950	27,000	1,950
平成２６年度	57,700	24,500	32,000	1,200
平成２７年度	54,200	21,000	32,000	1,200

［ 事業実施による効果 ］

1　矢橋帰帆島の中間水路の改善対策を行うことにより、迷惑施設としての帰帆島のイメージアップが図れ、多くの県民や県外からの利用者にとって、憩いの場として親しんでもらえる施設となる。

2　水草の腐敗に伴う臭気の発生や浮遊ゴミ等の滞留などの改善対策により、周辺住環境に及ぼす悪影響を低減し市民生活の向上が図れる。

草津市上下水道部上下水道施設課

要望先：滋賀県琵琶湖環境部　下水道課

重点要望（新規）

草津市公共下水道接続事業に係る社会資本整備総合交付金等の確保について【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

農業集落排水処理施設の公共下水道への接続については、汚水の一括処理および持続的な汚水処理システムの構築を目指し、社会資本整備総合交付金事業を活用したなかで、早期に事業効果を出せるよう平成３１年度末までに事業を完遂するべく取り組みを進めているところであり、当該交付金の確保について継続的に国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

また、県におかれては、高度処理が可能となる公共下水道への接続に対する「滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金」について、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づく水質汚濁防止措置に要する財源を国による財政支援のもとで確保し、交付率を増加させていただくよう、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

公共下水道接続
農業集落排水施設
位置図

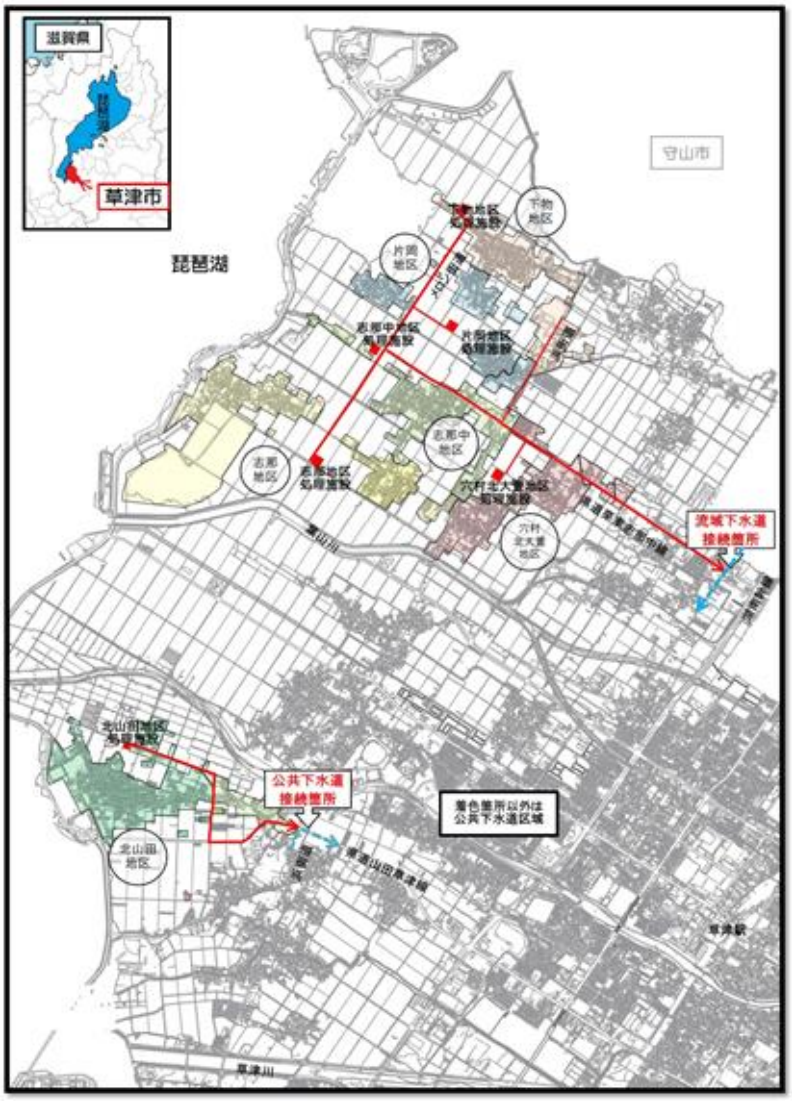

［ 現状と課題 ］

農業集落排水施設については、農村の生活環境の改善と琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全に寄与するため、農村集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水処理を目的として、平成元年度から平成９年度にかけて６地区（下物、志那、片岡、志那中、穴村・北大萱、北山田）で供用を開始している。

各施設は、供用開始後１７年～２５年が経過しており、老朽化に伴って増大した維持管理費が使用料収入を上回っている状況であり、平成２５年度の第２次行政システム改革推進計画における事務事業点検において、公共下水道への接続による改善の方向性が示されている。

また、平成２５年度の下水道事業の経営計画においても、「施設の老朽化」、「高度処理の一部未対応」、「事業系排水の未整備」などの問題の解消、および経済性の観点から、公共下水道への接続による改善が必要とされており、平成２７年度より事業を実施しているが、交付金の交付率が低いため早期かつ円滑な事業実施に支障をきたしている。

［ 事業実施による効果 ］

当該公共下水道接続事業により、現在、個別浄化槽を設置している公共施設や事業所を接続することにより普及エリアの拡大につながること、また、汚水の高度処理が可能となることから、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に謳われている水質改善、つまり琵琶湖の浄化に寄与することができる。

草津市上下水道部上下水道施設課

要望先：滋賀県健康医療福祉部　医療福祉推進課

重点要望（継続）

介護保険制度の円滑な運営に係る支援について【国への要望】

［ 要望内容 ］

現行の財政調整交付金で行われている介護給付費に対する５％基準分の配分は、市町間の格差が大きいことから、その是正策として、２．５％分を基本分として固定配分し、残りの２．５％内で、現在の算定方法を用いた配分とし、現行制度より緩やかな傾斜配分となるよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

1　財政調整交付金は、各市町村の第１号被保険者の状況により、毎年変動し、高齢者の状況から、５％基準を大きく割り込んでいるところもあり、本市においても、全国平均より７５歳以上の高齢者数が少なく、第１号被保険者の所得水準が高いため、毎年減額交付されている。

2　保険料算定においては、財政調整交付金交付率の算定により、保険料基準額への影響は大きく、全国的に見ても、財政調整交付金交付率の算定の結果に伴い、同じ第１号被保険者が支払う保険料の給付費に対する負担割合に、差が出るのは理解が得にくいところである。

【介護給付費負担割合】

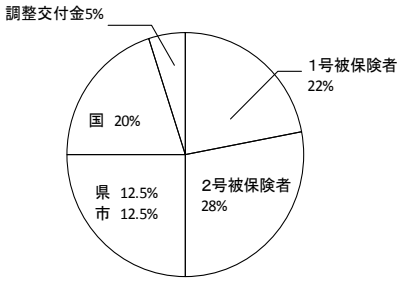

（国のモデル）
公費　50%
保険料　50%

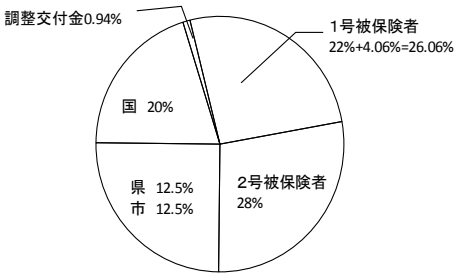

（草津市の場合：H28）
公費　45.94%
保険料　54.06%

［ 事業実施による効果 ］

1　将来にわたる安定的な財源の確保により、介護保険制度の持続可能性の確保の一助となる。

2　第１号被保険者間の費用負担の公平化に繋がる。

草津市健康福祉部介護保険課

地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

市町村地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町村の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うとされているが、事業展開が積極的に図れるよう自立支援給付の負担と同様に、実績額を補助対象基本額とし、５０／１００の補助をしていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

また、県補助金についても同様に実績額の２５／１００の補助としていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

国、県の補助額について、障害者総合支援法では国５０／１００、県２５／１００以内とされており、現状はそのうちの５割～６割程度の歳入しか見込めないことから、市の負担が大きく事業促進のための予算の確保が難しい。

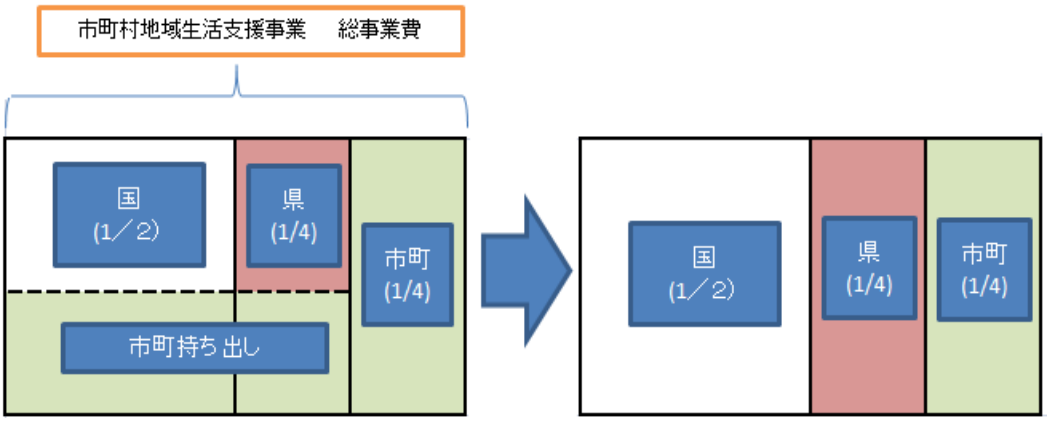

［ 事業実施による効果 ］

国、県が市町村に対し、補助額を適正に補助することで、市町村地域生活支援事業を充実させることができ、障害者が地域で安心して暮らせる。

草津市健康福祉部障害福祉課

水道事業への財政支援の拡充について【国への要望】

［ 要望内容 ］

住民の生活を支える最重要のライフラインである水道施設の老朽化による更新や耐震化などによる施設の強靭化や整備について、平成２８年度より補助採択基準が拡大されておりますが、引き続き水道料金や企業債残高などの国庫補助採択基準の撤廃もしくは緩和を図っていただくよう、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

人口減少や節水機器の普及、産業構造の変化等により水道水の使用量は伸びておらず、料金収入の増加は見込めない状況である。一方、安定した良質な水道水の確保など、ライフラインとしての水道に対する住民のニーズは高まっている。

水道事業者は、このような住民の要望に応えるため、施設の老朽化による更新や耐震化などの整備を進め、強靭で持続可能な水道事業を目指していく必要がある。

しかしながら、整備には多額の経費を要するものの、収入増に結びつかない投資の増加は、水道事業経営に大きな影響を及ぼすこととなり、現在の補助制度の中での早期の施設の更新・強化は困難な状況にある。

そのため、現在の補助事業採択基準に設けられている、資本単価および水道料金の基準を撤廃または緩和いただくとともに、制度の拡充により施設の更新と強化を早期に進めていく必要がある。

［ 事業実施による効果 ］

水道事業は、住民の生活を支える最重要のライフラインであり、災害等非常時においても安定した供給が求められている。

補助制度の拡大を図ることで、早期に水道施設の強靭化が行なわれるとともに、水道事業経営の安定につながる。

草津市上下水道部上下水道総務課

国民健康保険制度の抜本的改革に伴う負担軽減等について
【県への要望】

［ 要望内容 ］

国民健康保険制度の抜本的な改革にあたり、市町の意見を十分に反映し、被保険者および保険者の負担とならないよう、負担軽減に向けた支援措置を講じるとともに、早期の制度構築と情報提供等について、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

国民健康保険は、制度創設当時と比べ、社会構造の変化や高齢化により、加入者の状況も変わり、医療費も年々増加している状況である。

また、国民健康保険には、負担能力の弱い低所得者や高齢者が多く加入しており、財政基盤が脆弱な構造上の問題を抱えている。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」、いわゆる医療保険制度改革関連法の法制化により都道府県が財政運営の中心的な役割を担い、市町村との共同運営を行うこととされている。

制度設計や運営のあり方等については、依然として不透明な状況であるが、制度改正に伴うシステム改修や被保険者への説明などによる市町の経費負担や事務負担の増大が見込まれる。

今後、国民健康保険制度の抜本的な改革にあたり、市町の意見を十分に反映し、被保険者および保険者の負担とならないよう、負担軽減に向けた支援措置を講じるとともに、早期の制度構築と情報提供等について配意をお願いしたい。

［ 事業実施による効果 ］

国民健康保険制度の抜本的な改革にあたり、被保険者および保険者の負担軽減に向けた支援措置を講じ、早期の制度構築と情報提供等が行われることで、国民健康保険の安定的かつ効率的な運営を図ることができる。

草津市健康福祉部保険年金課

要望先：滋賀県農政水産部　耕地課

重点要望（継続）

かんがい排水事業について
【国への要望、県への要望、県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

草津用水二期事業のうち、草津用水２期（一期）地区の事業採択をいただき、平成３４年度までの７年間で計画どおり事業進捗が図れるよう、特段の配意をお願いしたい。

また、２期地区全体を平成３７年度までの１０年間で確実に実施できるように、予算確保について国に働きかけていただくとともに、県におかれては、県営事業の取組体制ならびに予算確保について、特段の配意をお願いしたい。

また、当市の湖辺地区における石綿管については、施設整備後４０年を経過し老朽化による破損事故が発生しており、早期に改修を図る必要があることから、計画的な事業進捗を図ることができるよう、県営農村地域防災減災事業の実施に向けた予算確保について、国へ働きかけていただきたくとともに、県におかれても予算確保について、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

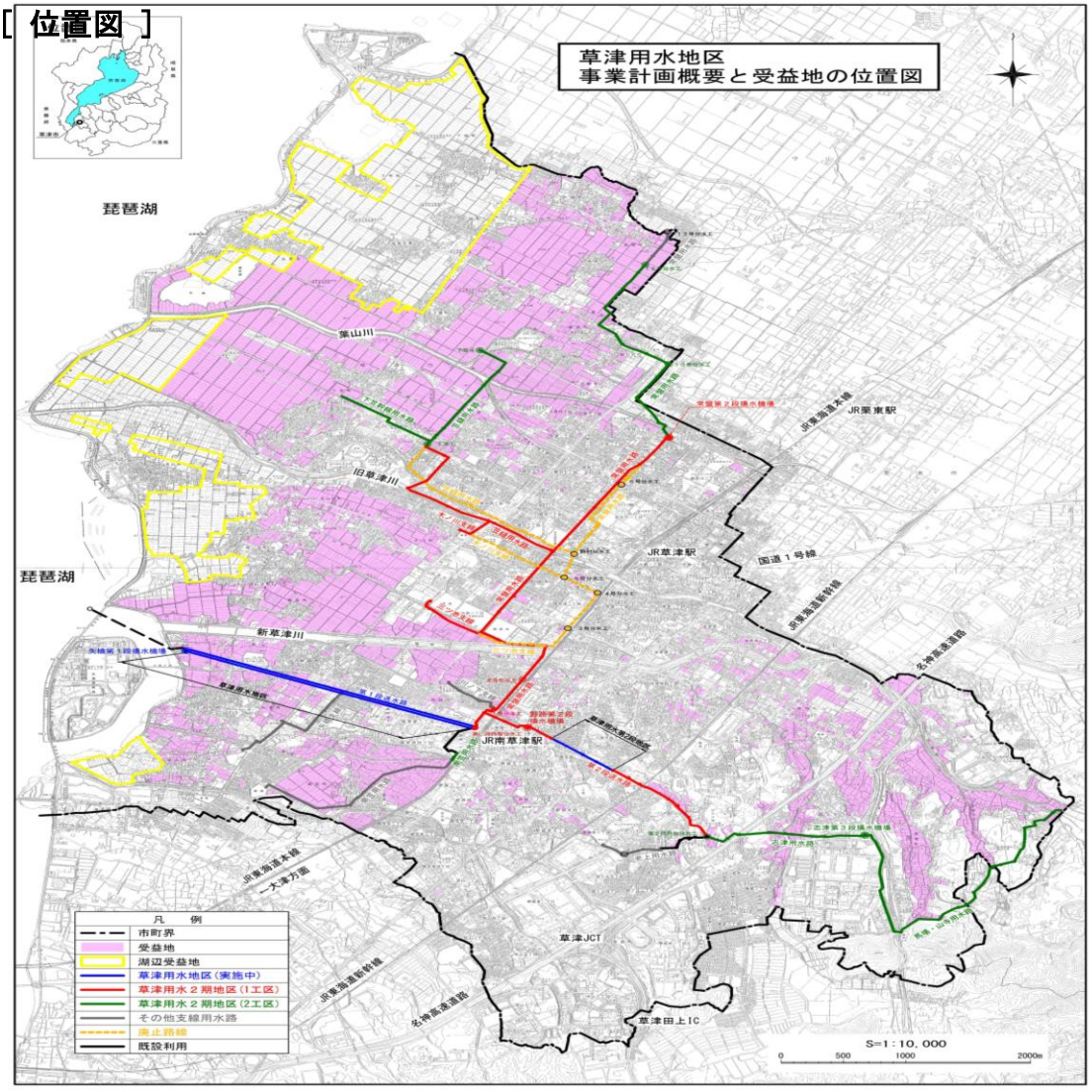

［ 現状と課題 ］

≪草津用水２期地区≫

１　草津用水二期事業については、全体の事業計画に対し受益者の同意を得、事業賦課金を徴収しているので、円滑に事業を執行する必要がある。

２　第二段送水路・志津用水路は、市街地を通過し、老朽化による破損が懸念されていた。平成２３年度のストックマネジメント事業での管内調査の結果、老朽化が予想以上に進行していることが判明したので、早急な対応が必要である。

３　常盤、笠縫用水路についても老朽化が進行しており、市街地家屋の下に埋設されていることから、早急な対応が必要である。

≪石綿管更新事業≫

当該事業については、受益者からの要望が非常に強く、事業賦課金も納付されていること、および、施設整備後４０年を経過しており老朽化による破損事故が多く生じていることから、早期に改修を図り、計画どおり円滑に事業の進捗を図る必要がある。

［ 事業実施による効果 ］

１　施設の更新および耐震化を進めることにより、漏水事故の防止や、維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。

２　農業用水を安定的に供給することにより、本地域の生産性を向上するとともに競争力を強化し、農業経営の安定化を図ることができる。

草津市環境経済部農林水産課

要望先：滋賀県土木交通部
監理課、道路課、都市計画課

重点要望（継続）

道路ストックの維持管理について【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

本市では、平成２５年度から道路ストックの総点検事業を本格的に実施しているが、平成２８年度以降においても継続的に点検や健全化計画の更新等の取り組みを進めていくうえで、長期にわたって極めて大きな負担が生じることから、県からの財政面および技術面での支援をいただくことについて、特段の配意をお願いしたい。

また、同様の支援について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

東日本大震災の発生を契機とした防災対策の機運や中央道笹子トンネル事故等の反省などを踏まえ、国では、橋梁、道路附属物（標識、照明等）および舗装などの道路ストックの老朽化対策について、道路法の改正に伴い、道路ストックの適正な管理と予防保全を踏まえた道路施設の老朽化対策の徹底が定められ、道路の維持管理を効率的に行うための点検に関する基準が含まれるべきことが新たに規定された。

今後、地方自治体の管理する道路の老朽化が急速に進行するため、道路ストックの維持管理水準を高めるための取り組みが必要であり、維持管理・更新を合理的かつシステマティック（体系的・規則的）に行うことのできる体制づくりが急務である。

［ 事業実施による効果 ］

道路ストックの維持管理水準を高め、維持管理・更新を合理的かつシステマティック（体系的・規則的）に行うことのできる体制づくりや点検や健全化計画の更新等継続的な取り組みを行うことにより、道路ストックの安全性が確保され、維持管理コストの縮減を図ることが可能となる。

草津市建設部道路課

要望先：滋賀県土木交通部　監理課、流域政策局

重点要望（継続）

一級河川の治水対策について【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

近年の大雨災害による甚大な被害が発生しないように、一刻も早く狼川（写真①）、十禅寺川の平地河川化の推進を図っていただくとともに、現在、整備中の北川（ＪＲ琵琶湖線より上流区間）についても、進捗を早めていただくよう、特段の配意をお願いしたい。

また、草津川や狼川においては、全区間にわたって河床に草木の繁茂や土砂の堆積が常態化しており、このことは特に下流部において著しく（写真②）、こうした状況が出水時における流下能力の阻害につながる恐れがあることから、樹木の除去や土砂の浚渫等の維持管理を確実に実施していただくよう、特段の配意をお願いしたい。

［ 写真 ］

①狼川被災の状況（ＪＲ上流部）

②狼川に繁茂する草の状況

[要望箇所位置図]

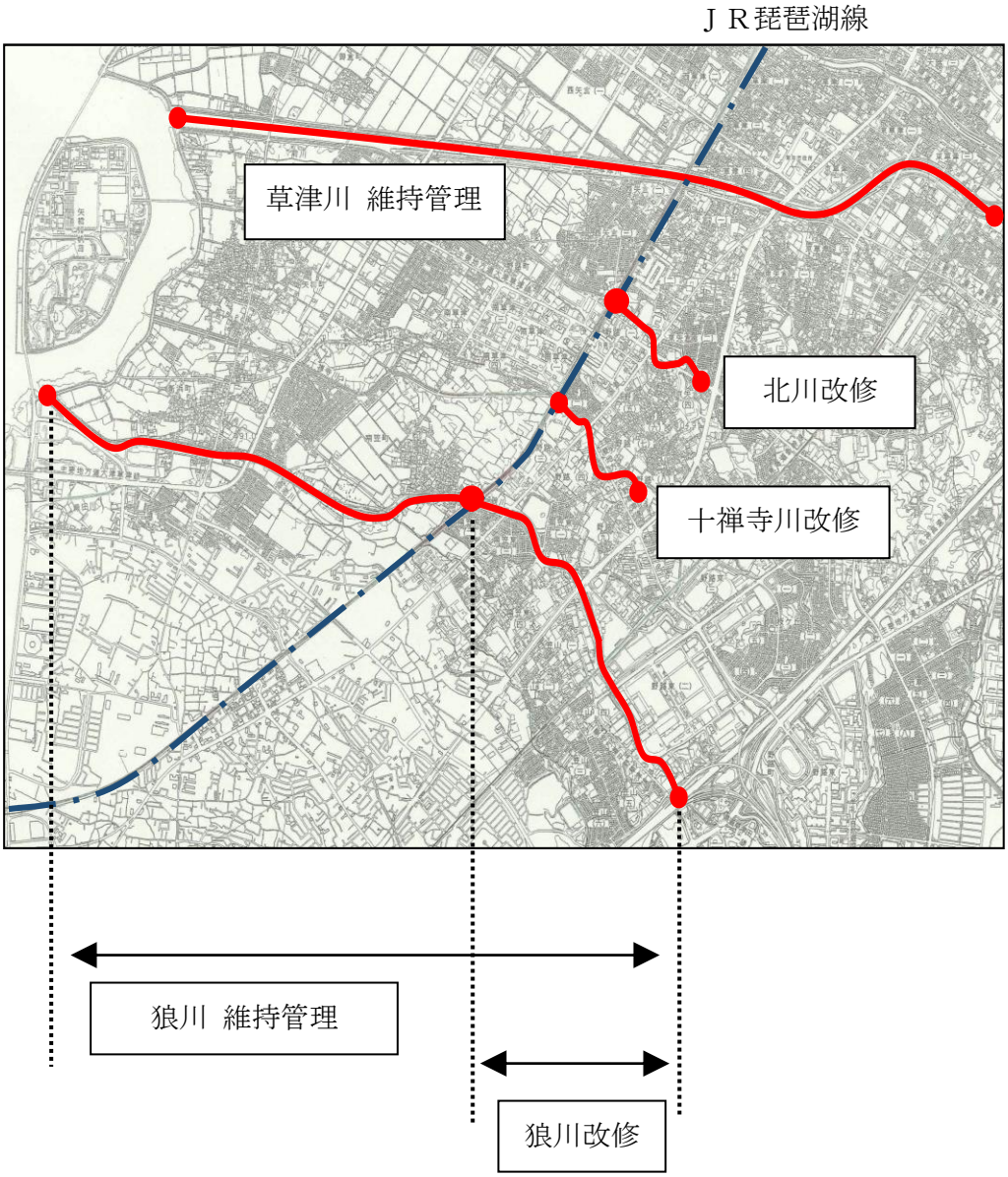

［ 現状と課題 ］

平成２５年９月の台風１８号の豪雨において、草津川や狼川の堤防が一部崩れ、また、十禅寺川では越水のおそれがあったため、土のうを積み水防活動で緊急的な対策を講じたところである。

北川はＪＲ交差部まで、十禅寺川・狼川はＪＲ交差部下流側まで改修済みであるが、上流部が未改修であり治水安全度が低い状況である。

また、河床に繁茂する草や樹木および堆積土等の影響により河川断面が減少し、豪雨時に水量が河川の流下能力を超過した場合、市民の生命を脅かす危険な状況に陥る恐れがある。

［ 事業実施による効果 ］

大雨災害時、甚大な被害が予想されることから、一級河川の改修により被害を未然に防ぐとともに、流域内の抜本的な治水対策が図れ、住民の生命財産を守り、安全で安心な市民生活に繋がる。

草津市都市計画部都市計画課
草津市建設部河川課

要望先：滋賀県土木交通部　流域政策局

重点要望（継続）

草津川上流部の平地河川化の促進について【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

草津川上流部では、近年、異常な豪雨が頻繁に発生していることから、さらに危険が増しつつあるため、市民の生命財産を守るためにも、「甲賀・湖南圏域河川整備計画」に整備年度を明記していただき、一刻も早く平地河川化事業に着手し、通水断面の確保に向け整備促進を図っていただくよう、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

H25.9.16 草津川左岸写真

H25.9.18 草津川右岸写真

［ 現状と課題 ］

一級河川草津川は、金勝川との合流点から上流部は依然として著しい天井川の形態を呈し、改修がなされていない。平成２５年９月の台風１８号では、草津川の堤防が一部崩れ、甚大な被害が発生するおそれのある状況であった。

１　当該河川は、集落から最大７～８ｍの高さがある天井川であり、河床の土砂堆積や、護岸等が老朽化している箇所が見受けられ、その対策が必要である。

２　上流部では、過去に水害が発生していることや、近年全国的に想定を超えるような降雨による甚大な被害も発生していることから、水害に対する市民の不安が高まっており、安心安全な市民生活確保のため、平地河川化の整備促進を図る必要がある。

３　平成２２年に策定された「甲賀・湖南圏域河川整備計画」において、整備実施に向けて調査･検討を進める河川として位置付けがなされているものの、２０年間という長期に亘る計画となっている。

［ 事業実施による効果 ］

１　甚大な水害が予想される当該河川の改修により、被害を未然に防止することは減災にも繋がり、流域の治水安全度が飛躍的に向上し、安心安全な市民生活を享受することができる。

２　草津川交差部分の平地化を進めることで、山手幹線の整備促進に繋がる。

草津市都市計画部都市計画課
草津市建設部河川課

要望先：滋賀県土木交通部　交通戦略課

重点要望（継続）

バス交通の確保維持改善に対する補助について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

現在、バス交通は、サービス水準の向上が必要とされているが、利用者の減少等により現状の水準を維持することも困難な状況にある。

県におかれては、現行の県補助金交付要綱の見直しを含めた、滋賀県独自の新たな補助金制度を創設していただきたく、特段の配意をお願いしたい。

また、「地域公共交通確保維持改善事業」（地域内フィーダー系統補助）の枠拡大に向けて、国へ働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

草津市内のバス路線

［ 現状と課題 ］

草津市のバス交通は、高齢化の進むことによる交通弱者の増加や、多様化する生活行動圏に対応する移動手段を確保するための交通施策の重要性が高まったことにより、さらなるサービス水準の向上が必要とされているが、利用者の減少による便数の削減や路線の廃止等により現状の水準を維持することも困難な状況にある。

現在、補助対象地域間幹線バス系統の地域内フィーダー系統について、国による「地域公共交通確保維持改善事業」の補助があるが、このうち、市が運行するコミュニティバス路線を持続していくためには、県の協調支援が不可欠である。

［ 事業実施による効果 ］

1　滋賀交通ビジョンの基本理念に掲げる「滋賀と周辺圏域の広域的発展と県民の暮らしを支える交通」の実現に結び付く。

2　安定的な財源の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がる。

3　バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト＋ネットワーク」が実現できる。

4　自動車からバスへの転換による環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図られる。

草津市都市計画部交通政策課

重点要望（継続）

要望先：滋賀県土木交通部　道路課

県道における歩道照明の整備について【県への要望】

［ 要望内容 ］

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例第１６条で、「道路などを管理する者は、当該道路等が犯罪の防止に留意した構造、設備等を有するものとなるよう努めなければならない。」と規定されているが、県管理道路は、歩行者用の連続照明が整備されず、夜間には交通安全上も、また防犯上も大変危険な状況となっている。

滋賀県は、同条例の規定を遵守し、道路管理者としての主体性をもって歩道連続照明の整備について、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

［ 現状と課題 ］

県下の犯罪発生件数は、最悪となった平成１４年以降、各関係機関や官民との協働による防犯の取組みにより減少傾向にあるが、草津市の犯罪率は県下最悪である。犯罪減少と犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めるためには、草津市の犯罪対策を重点的に進めていく必要があり、これが滋賀県全体の犯罪件数を抑制することとなるため、滋賀県にとっても最重要課題と言える。

草津市においては、市内の犯罪や夜間の自転車歩行者道における交通事故の発生を抑止するため、各種啓発活動や地域防犯活動への助成などのソフト事業と併せ、防犯カメラや照明灯の整備などのハード事業を組み合わせ、夜間の犯罪の抑制や、歩行者や自転車の通行の安全確保対策を行っている。また、新設道路の歩道など照明灯が長い区間にわたって未整備な箇所については、平成２３、２４年度に特別の予算を計上して整備を進めた。

しかしながら、県道については、主要な交差点には道路照明が整備されているものの、その間の区間は道路照明がなく暗い状態が続いており、防犯上も交通安全上も危険な状態となっている。土木交通部が定める道路照明の設置基準にこだわるのではなく、防犯や交通事故防止に向け、主体的に連続照明を整備されたい。

［ 事業実施による効果 ］

１　犯罪企図者への抑止効果および交通事故抑止効果による歩行者等の安全を確保できる。

２　県民・市民の安心感が向上する。

草津市総合政策部危機管理課

要望先：滋賀県土木交通部　道路課

重点要望（継続）

県道と国道１号の交差点改良について【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

草津市域における県道と国道１号の交差点における慢性的な交通渋滞を解消するため、早期に交差点改良を実施されるよう、特段の配意をお願いしたい。

① 県道草津停車場線の国道１号「国道大路」交差点

② 県道山田草津線および大津能登川長浜線の国道１号「草津３丁目」交差点

［ 位置図 ］

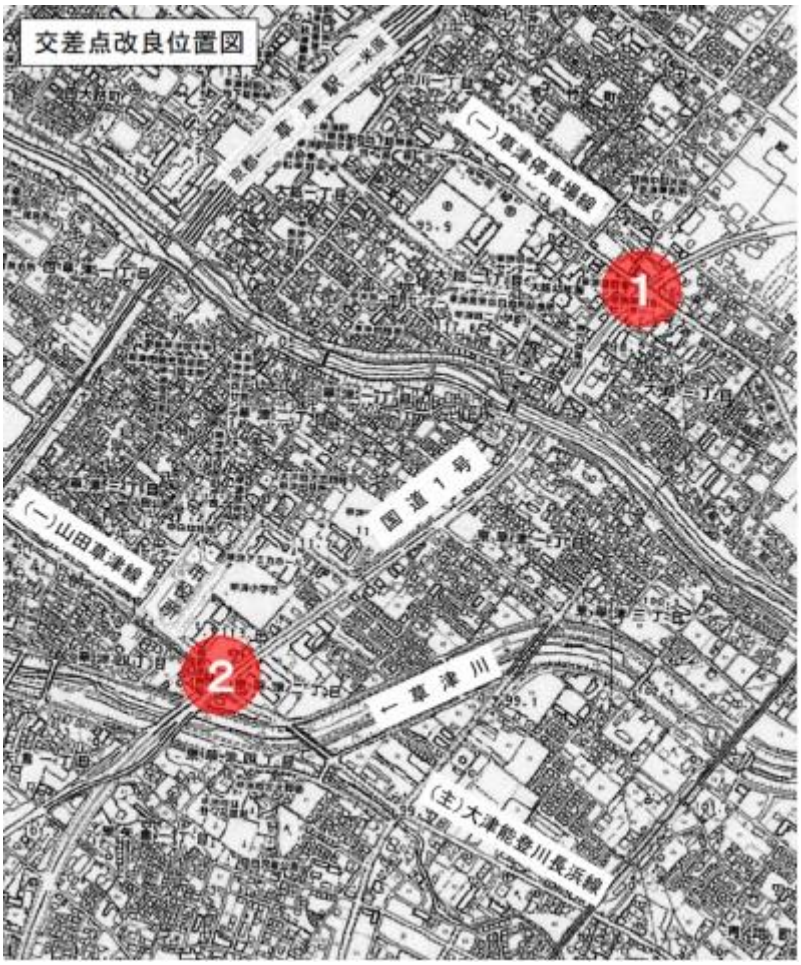

［ 写真 ］

①国道大路（草津停車場線）

②草津３丁目（山田草津線）

［ 現状と課題 ］

1　県道草津停車場線については、草津駅方面からの左折車両が多いにもかかわらず、交差点の左折車線長が短く、直進および右折車両が左折車の影響で停滞しており、交通渋滞が発生している。

2　県道山田草津線については、特に国道１号への右折車が大部分を占めるため、直進および左折車両が右折車の影響で渋滞が慢性化している。また、主要地方道大津能登川長浜線についても、特に直進・右折車両が国道への左折車両の影響で渋滞が慢性化している。

［ 事業実施による効果 ］

1　当該整備により、県道や市道の交通渋滞緩和を図ることができる。

2　交通渋滞緩和により、温室効果ガス排出削減効果が見込め、低炭素社会の実現に大きく貢献できる。

草津市都市計画部都市計画課

重点要望（継続）

都市計画道路山手幹線の早期整備について【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

国道１号のバイパス機能を持つ道路として、都市計画道路である山手幹線（Ｌ＝２．９ｋｍ）を平成３６年の国民体育大会までに整備するよう、鋭意取り組まれているが、国道１号における交通渋滞が慢性化していることから、交通渋滞の緩和を図るとともに、広域基幹道路のネットワーク形成に向けて早期整備をしていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

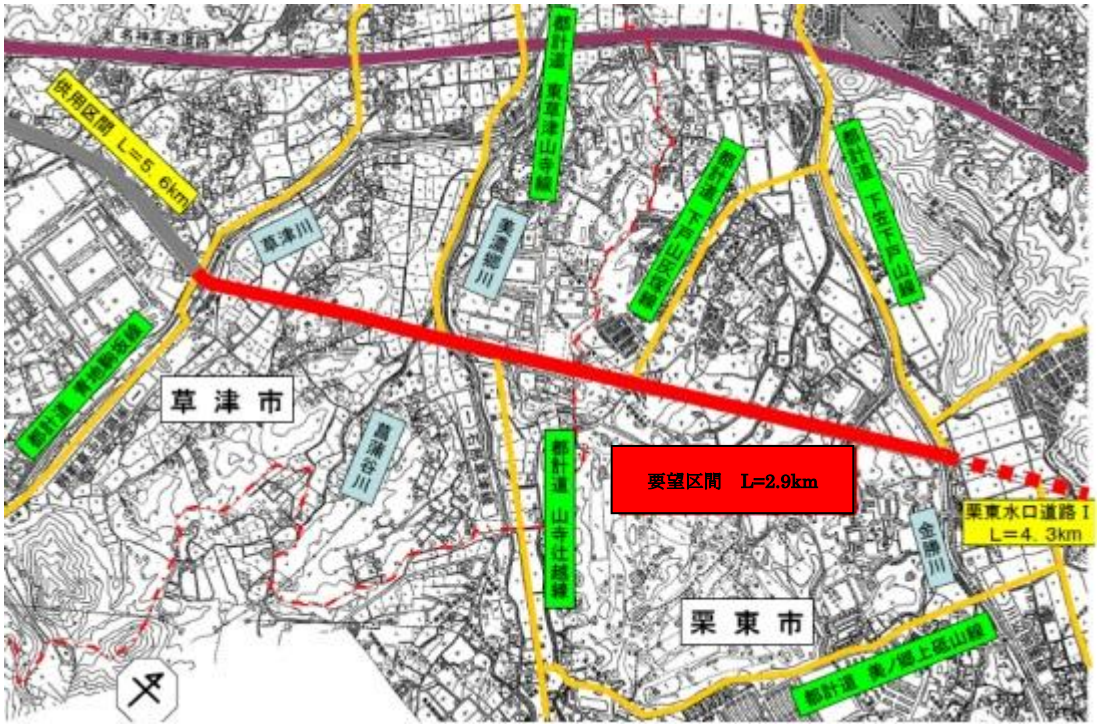

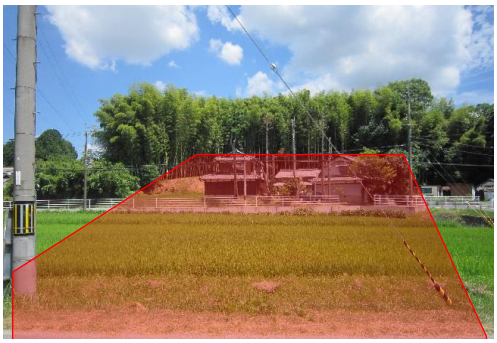

※写真の赤色部分は、道路計画位置を示しています。

［ 現状と課題 ］

国の基幹道路である国道１号は、草津市域において交通量が約５万台/日（平成２２年度道路交通センサス結果）にもおよび、交通渋滞が慢性化している状態である。このことに対応するため、国道１号のバイパス機能を持つ当該路線の整備が急務となっている。

［ 事業実施による効果 ］

1　国道１号のバイパス機能を発揮することと併せて、新名神高速道路草津田上ＩＣとの接続を図られることで、広域基幹道路のネットワーク化が飛躍的に向上する。

2　慢性的な大津・湖南地域の交通渋滞の緩和対策に大きく貢献することができるとともに、現国道１号の渋滞解消による経済効果が期待できる。

3　交通渋滞緩和により、温室効果ガス排出削減効果が見込め、低炭素社会の実現に大きく貢献できる。

草津市都市計画部都市計画課

要望先：滋賀県土木交通部　道路課

重点要望（新規）

子ども達が安全に通学できる道路整備について【国への要望】

［ 要望内容 ］

本市では、草津市通学路交通安全対策実施プログラムに基づき、通学路における交通安全確保のための道路整備事業に取り組んでいる。

当該事業は、通学時における児童生徒の安全確保を図るうえで不可欠であり、かつ早期に推進する必要があることから、社会資本整備総合交付金要望額の確保について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

［ 位置図 ］

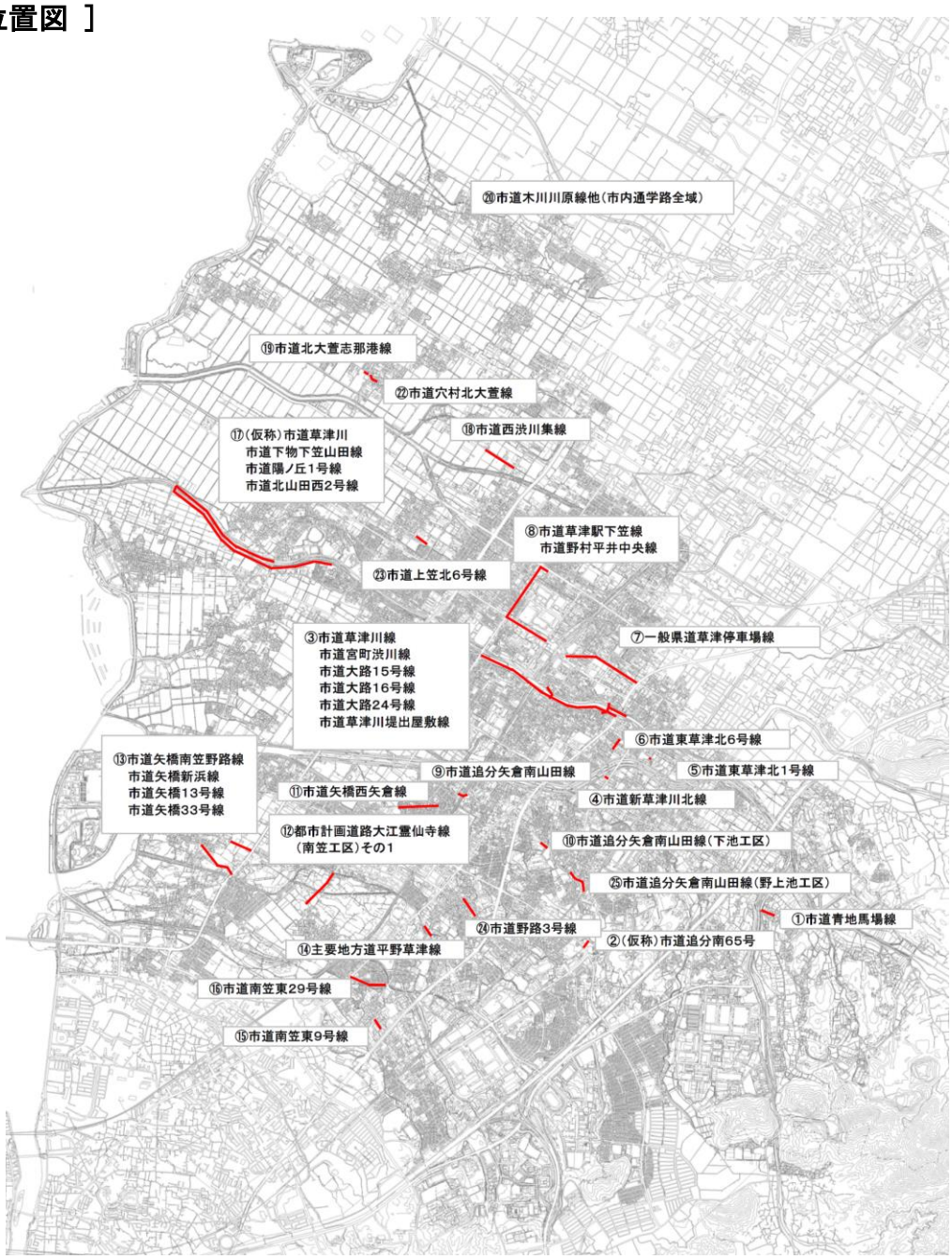

［ 写真 ］

市道東草津北６号線

【現状】側溝が開渠で危険。

市道矢橋南笠野路線

【現状】歩道がない。水路が開渠で危険。

［ 現状と課題 ］

全国的な人口減少傾向のなかで、本市においては現在も人口が増加し続けており、児童数は７，８１９人に達し、平成２８年度４月には小学校１校が新たに開校されたところである。

こうしたなか、小中学生の通学時の交通事故が毎年約８０件発生しており、また、地域や学校、保護者からも登下校時の安全確保を図るための道路環境整備に関する要望が増えており、早急な対応が求められているが、整備済み通学路の延長は、通学路の総延長約２２２ｋｍのうち約２６ｋｍ（約１２％）にとどまっている。

道路整備には多額の経費を要するため、事業を円滑に推進するためには社会資本整備総合交付金要望額の確保が課題となっている。

［ 事業実施による効果 ］

児童の通学時における安全を確保できるとともに、登下校中の交通事故の削減につながる。

草津市建設部道路課

ＪＲ琵琶湖線と草津川跡地の交差部分および県道下笠大路井線の拡幅工事について【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

琵琶湖湖岸道路から国道１号までを災害時における緊急輸送の道路として整備するため、現在市では、平成２５年３月に締結した「草津川跡地の整備に関する覚書」に基づき、平成２６年度から区間２（メロン街道から浜街道）および区間５（ＪＲ琵琶湖線から市道大路１６号線）の整備工事に着手している。

滋賀県においても覚書に基づき、ＪＲ琵琶湖線と草津川跡地の交差部分の県道拡幅について、ＪＲ西日本との調整を進めていただくとともに、区間４（大津湖南幹線～ＪＲ琵琶湖線）および区間５の県道下笠大路井線の拡幅工事に早期に着手されるよう、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

区間⑤整備計画

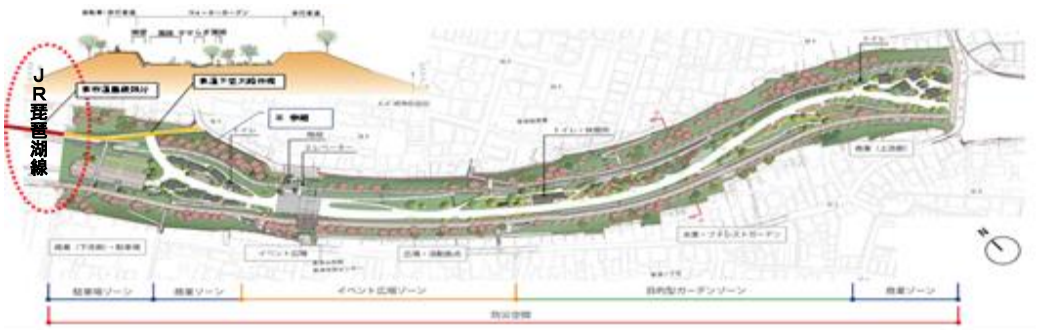

区間④整備計画

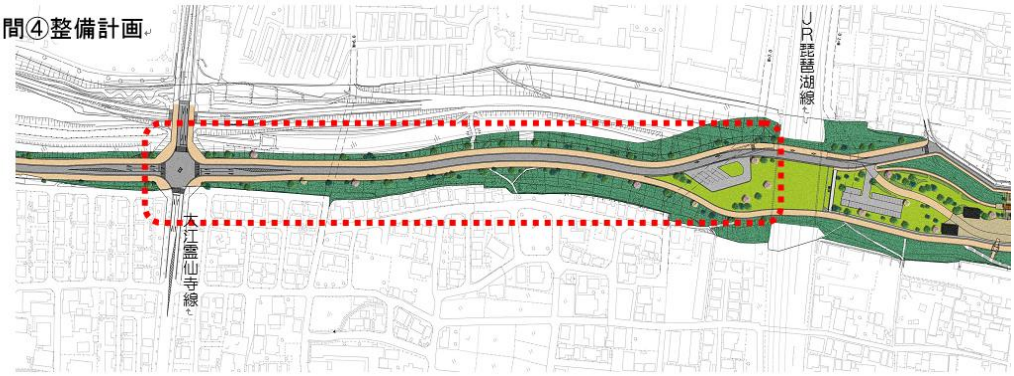

［ 現状と課題 ］

ＪＲ琵琶湖線の草津川跡地部分については、新草津川整備に伴い、国とＪＲ西日本との間で新川敷地と廃川敷地を交換する覚書が交わされ、ＪＲ西日本の鉄道用地となっており、この鉄道用地の一部について、ＪＲ西日本との土地使用賃貸借契約に基づき現在道路として利用している。市において整備を進めている草津川跡地整備事業に合わせて、防災機能の向上を図り、歩行者等の安全性を確保するため、この県道について拡幅工事を行う必要がある。

しかし、道路整備等にあたっては、以下の点についてＪＲ西日本から要請されている。

・ＪＲ西日本からの用地取得および現状ボックスの管理

・管理に基づくトンネルの耐久性調査および必要に応じた補強、もしくは撤去を行う。また、ＪＲ琵琶湖線との交差部分だけでなく、事業効果を発揮するためには、県道下笠大路井線の拡幅工事が必須である。

［ 事業実施による効果 ］

ＪＲ琵琶湖線上および区間４の県道拡幅工事が、琵琶湖湖岸道路から国道１号までの緊急輸送の道路として、広域防災機能を補完することができる。

また、区間５と一体的に当該部分の県道拡幅工事を行うことにより、歩行者等の安全性を確保することができる。

草津市都市計画部草津川跡地整備課

要望先：滋賀県土木交通部
道路課、都市計画課、流域政策局

重点要望（継続）

草津川跡地河口部の整備について【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

平成２５年３月に締結した「草津川跡地の整備に関する覚書」に基づき、平成２６年度から市において、区間２（メロン街道から浜街道）および区間５（ＪＲ琵琶湖線から市道大路１６号線）の整備工事に着手している。

滋賀県においても覚書に基づき、区間１（一級河川琵琶湖の敷地として存置されている河口部）の親水空間や災害時における緊急輸送の道路整備と、本市が進めている区間２および区間５を整合していただくことにより事業効果が発現できるよう、早期の事業完了に向けて調整を進めていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

草津川跡地河口部位置図

［ 現状と課題 ］

一級河川琵琶湖の敷地として存置されている河口部は、雑草、害虫、ごみなど劣悪な環境にあり、周辺住民の生活に支障を来たしている。そのために、地域住民や市議会から維持管理（草刈や樹木の伐採など）や親水空間の整備を強く求められている。

また、草津川跡地の活用において、琵琶湖湖岸道路から国道１号までを緊急輸送の道路として整備することで広域防災機能を補完できることから、早期の事業完了に向けて、調整を進めていただきたい。

［ 事業実施による効果 ］

1 貴重な自然環境との調和に配慮しながら親水空間を創出することで、県民の生活にうるおいと安らぎを与えることができる。

2 河口部の整備により、都市の防災機能を向上することができ、広域的な災害時の物資等の輸送に貢献することができる。

草津市都市計画部草津川跡地整備課

要望先：滋賀県　土木交通部　道路課、都市計画課

都市計画道路平野南笠線の事業化に向けた取り組みについて【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

文化、芸術、医療、福祉等の施設が集積するびわこ文化公園都市においては、平成３１年のオープンを目指す新生美術館や、平成３６年開催の国体に向けて５千席規模の県立体育館が計画されており、今後、施設整備の拡充が図られていくこととなる。

これらの地域を訪れる県内外からの来訪者の利便性をより向上させるためには、南北の幹線道路を結ぶ道路として、都市計画道路平野南笠線（Ｌ＝３．５ｋｍ）の整備が必要である。

そのため、平成３０年度改定の滋賀県道路アクションプログラムにおいて、事業着手すべき道路として位置付け、びわこ文化公園都市の展開に合わせて事業を推進していただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

［ 現状と課題 ］

1　今後のびわこ文化公園都市の施設拡充により、施設の利用者の増加が見込まれ、周辺道路の混雑が予想されることから、南北の幹線道路を結ぶ道路の整備が必要となる。

2　本市南部地域において、新名神高速道路草津田上ＩＣへの東西アクセス軸は整備されておらず、大津湖南幹線、国道１号、京滋バイパス、山手幹線の各南北軸を東西に連絡する広域的な幹線軸となる道路整備が急務である。

3　近江大橋の無料化に伴い、大津方面から草津市域への流入車両の増加により、市内の更なる交通混雑に対応する道路整備が急務である。

［ 事業実施による効果 ］

1　びわこ文化公園都市内に移転整備方針である滋賀県立体育館や新生美術館の利用促進を図ることができるとともに、来場者の安全を確保することができる。

2　県南部地域と名神・新名神へのアクセス性が向上するとともに、今後建設が予定されている新名神の未着工区間（大津ＪＣＴ～城陽ＪＣＴ・ＩＣ）との相乗効果により、県外との交流ネットワークが充実し、近畿圏と中部圏との更なる交流の活発化が期待でき、産業振興に寄与できる。

3　周辺幹線道路のネットワーク効果が高まり、近江大橋の無料化に伴う草津市域の交通渋滞解消に大きく貢献できる。

草津市都市計画部都市計画課

要望先：滋賀県土木交通部　道路課、都市計画課

重点要望（新規）

都市計画道路大江霊仙寺線の整備に係る支援について
【国への要望】

［ 要望内容 ］

都市計画道路大江霊仙寺線は、隣接する市域間を南北に結ぶ幹線道路であるとともに、国道１号や大津湖南幹線といった主要幹線道路の補助幹線としての機能を併せ持つ重要な道路である。

また、当該道路は、現在施行中の南草津プリムタウン土地区画整理事業に一部包含していることから、当該土地区画整理事業と施工時期等の整合を図り、一体的に道路整備を推進する必要がある。

ついては、当該道路整備にかかる社会資本整備総合交付金要望額の確保について、国に対して積極的に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］　※　道路計画位置を赤色で示しています。

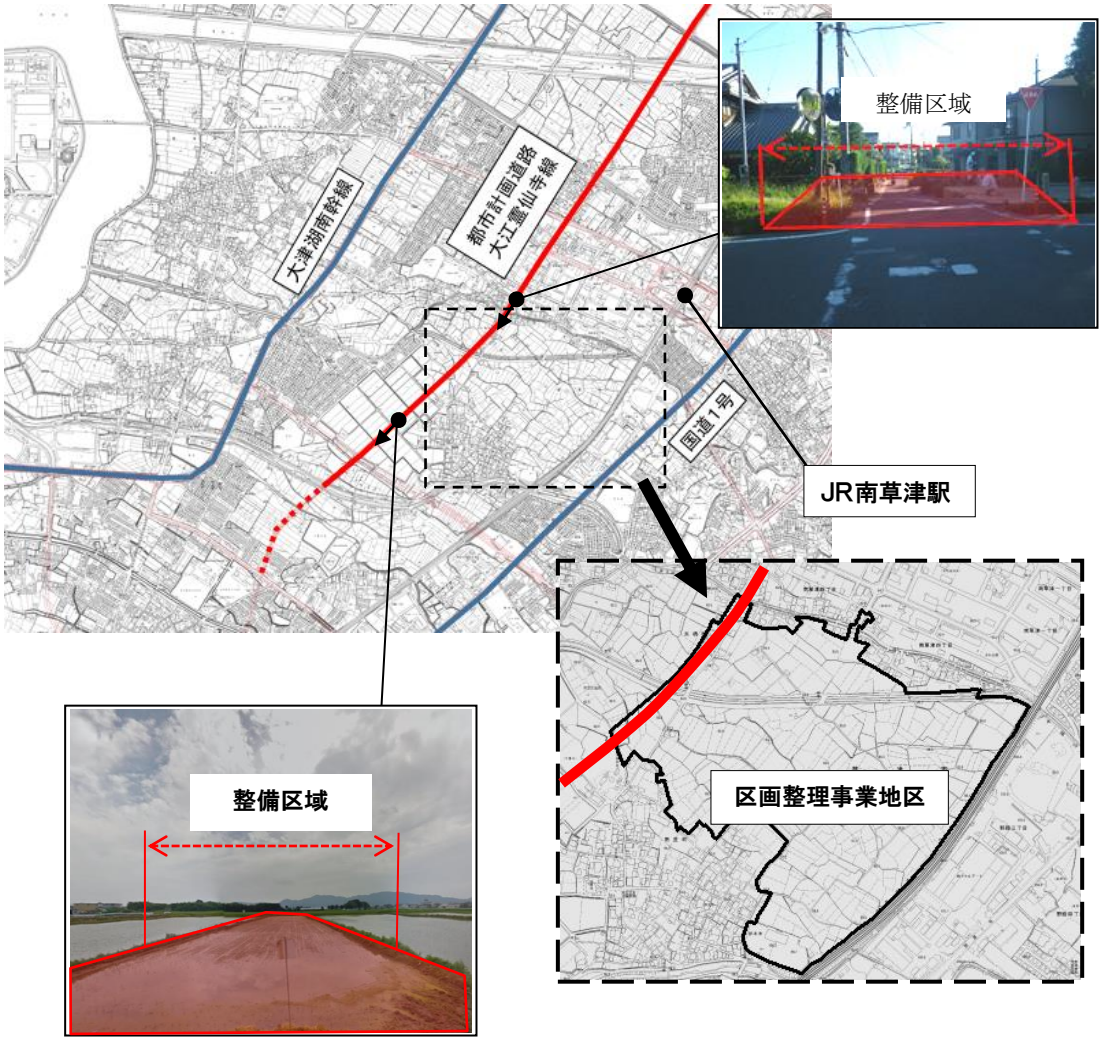

［ 現状と課題 ］

滋賀県の南部地域は、京阪神と中部・東海を結ぶ交通の要所であり、国の基幹道路である国道１号は、草津市域において交通量が約５万台/日（平成２２年度道路交通センサス結果）にもおよび、交通渋滞が慢性化している状態である。このことに対応するため、国道１号の渋滞対策機能を持つ当該路線の整備が急務となっている。

また、ＪＲ南草津駅周辺地区に近接した市街地にふさわしい土地利用を図り、健全かつ計画的な市街地の形成と地域発展を目指し、南草津プリムタウン土地区画整理事業を組合施行により推進しているところであるが、当該事業の目的を達成するためには、事業地区の西側を南北に縦断する都市計画道路大江霊仙寺線の整備が不可欠である。

両事業を一体的かつ計画的に推進していくには、多額の事業費を要するため、社会資本整備総合交付金要望額の確保が課題となっている。

［ 事業実施による効果 ］

1　大津・湖南地域における慢性的な交通渋滞の緩和に大きく貢献できる。
2　交通渋滞の緩和により、温室効果ガス排出の削減効果が期待でき、低炭素社会の実現に大きく貢献できる。
3　国道１号の交通渋滞解消および産業・商業の基盤整備の促進を図ることにより、経済効果の増大が期待できる。
4　当該道路整備を計画的に推進することができれば、土地区画整理事業の円滑な進捗を図ることができる。
5　周辺住民のＪＲ南草津駅や多方面に延びる幹線道路へのアクセスが飛躍的に向上する。

草津市都市計画部都市計画課
草津市建設部道路課

要望先：滋賀県土木交通部　都市計画課

重点要望（継続）

（仮称）市民総合交流センターの整備に対する支援について
【国への要望】

［ 要望内容 ］

（仮称）市民総合交流センター整備については、平成２５年度に基本構想、平成２６年度から平成２７年度に基本計画・基本設計・実施設計を完了しており、来年度から用地買収、建設工事と順次整備を進めていく予定である。

当事業は、草津市の中心市街地活性化基本計画に位置付ける事業であることから、社会資本整備総合交付金要望額の確保について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

［ 現状と課題 ］

中心市街地に残された低未利用地を活用し、老朽化が著しい近隣の公共施設を統合し、中心市街地に人、モノ、情報が交流する施設整備を進め、地域の振興やまちの賑わいを創出するとともに、「子育て支援のための空間」や「多世代交流のための空間」等の新たな機能も加え、全ての世代が集い、創造的で多様な活動を展開できる魅力ある都市福利施設を整備する予定である。

整備にあたっては、多額の費用が必要となることから、社会資本整備総合交付金要望額の確保が必要である。

［ 事業実施による効果 ］

1　草津駅周辺に分散している老朽化した公共施設を駅前に集約することで、相互の集客機能の強化により効果的・効率的な利用促進や賑わいと交流を生み出すことができる。

2　公共施設を統合することにより、施設の適正な維持管理が可能となる。

3　中心市街地に残された大規模な低未利用地を活用し、老朽化が著しい近隣の公共施設を集積させ、人、モノ、情報が交流する施設整備を進めることにより、中心市街地に賑わいを創出することができる。

4　人口増加の一方で、ゆとり空間である広場などを形成することで、人々の生活に潤いを与えることができる。

草津市まちづくり協働部拠点施設整備室

北中西・栄町地区第一種市街地再開発事業について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

本市の市街地再開発事業においては、都市の防災化を含めた都市機能の更新と高度化を目的として、現在、北中西・栄町地区市街地再開発事業が進められ、平成２８年１月に組合が設立された。

当該事業は、老朽化した密集市街地の不燃化、耐震化が図れる効果の高いものであるため、社会資本整備総合交付金要望額の確保について、国に対して積極的に働きかけていただく、特段の配意をお願いしたい。

また、引き続き滋賀県補助金による支援をいただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

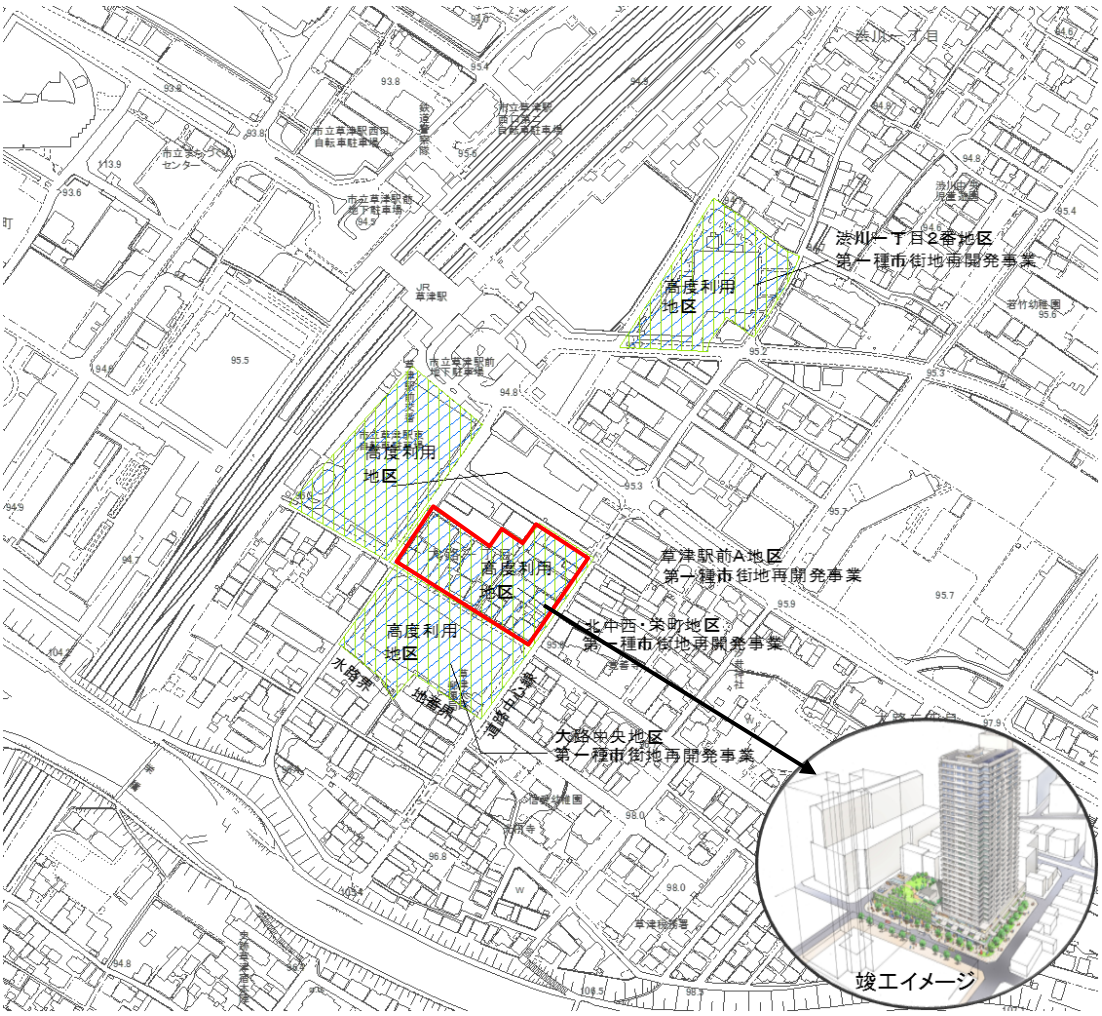

［ 現状と課題 ］

1　平成１１年に「市街地総合再生計画」を策定しており、北中西・栄町地区は市街地再開発事業等により、高度利用を促進する地域として位置付けている。

2　北中西・栄町地区においては、地域の防災性の向上や活性化を目的に、地域住民によるまちづくりの検討が進められ、平成２８年１月に北中西・栄町地区市街地再開発組合が設立されている。

3　災害時等には同時多発的に出火しやすく、周辺の木造建築物等への延焼も想定されるが、地区内の道路は狭く緊急車両の通行等が困難であり、効果的な消火活動が難しく、非常に危険な地区である。

4　老朽家屋の撤去や公開空地などの公共的空間の整備も行うため、非常に公益性の高い事業であることから、国や滋賀県の積極的な財政支援が事業成立には必要不可欠である。

［ 事業実施による効果 ］

低層の木造建築物が密集し、生活環境が悪化した平面的な市街地において、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的に行うことにより、安全で快適な都市環境を創出することができる。

草津市都市計画部都市計画課

公立小中学校および公立幼稚園の認定こども園化のための大規模改造事業および防災機能強化事業等に係る「学校施設環境改善交付金」の確実な事業採択と補助率等の引上げについて【国への要望】

［ 要望内容 ］

県において、大規模改造事業および防災機能強化事業等に係る「学校施設環境改善交付金」の確実な事業採択と、補助率および補助単価の引上げについて国に強く働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

本市においては昭和４０年代後半から５０年代に新設・増築した学校が多くあり、老朽化が進んでいるため計画的に大規模改造を実施していく必要がある。また、屋内運動場等の非構造部材の耐震化は完了しているものの、本市においても、琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ地震をはじめとした、大規模な地震の発生リスクがあり、先に発生した熊本地震において、改めて、学校施設全体の避難所機能の重要性が再認識されたところである。

このことから、児童生徒が安全、安心な学校施設の中で学ぶ意欲を高めるためにも、大規模改造を実施し、学ぶ環境の改善を行うことが必要である。また、地震発生時、校舎内で学ぶ児童生徒の安全確保を図るとともに、特に、学校は災害時の避難所としての機能を併せ持っており、屋内運動場のみならず、学校施設全体の地震に対する安全性の確保が急務である。

事業実施にあたり大規模改造事業（老朽）については、建築後２０年以上経過している建物の中から、より老朽化が進んでいるものを最小限に絞り込んで実施しており、また、校舎の非構造部材の耐震化は、地震に対する対策として、必要不可欠であることから、計上事業は確実に事業採択をされるとともに、これらの事業実施には莫大な経費を要するため、対象となる交付金の現行補助率および補助単価の引上げを要望する。

また、国においては、子ども・子育て支援新制度において、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」を目的に、「認定こども園」の普及を推進しており、本市においても公立幼稚園および保育所を認定こども園化し、幼保一体化を進めている。

認定こども園化を推進し、待機児童解消や幼保一体化の取り組みを進める中で、施設の増築が必要になり、計画を進めていく中で、補助金の確実な採択が必要である。

＜採択状況＞
平成２８年度実施予定工事
　小学校校舎棟非構造部材改修工事（渋川、玉川小）　…不採択
　中学校校舎棟非構造部材改修工事（草津）　…不採択
　(仮称)草津中央認定こども園改修工事　…不採択

＜今後の計画＞
平成２９年度実施予定工事
　小学校校舎棟非構造部材改修工事（南笠東、草津第二）
　中学校校舎棟非構造部材改修工事（玉川）
　小学校校舎棟大規模改造工事（志津南）
　中学校校舎棟大規模改造工事（老上、松原）
　小学校トイレ改修事業（老上）
　(仮称)志津認定こども園増築工事

［ 事業実施による効果 ］

計上事業の確実な事業採択により、学校施設の計画的な環境改善および児童生徒の安全、災害時の避難所機能の確保、さらには待機児童の解消や幼保一体化の取り組みの推進が図れるとともに、補助率等および補助単価の引上げにより、地方の負担軽減を図ることができ、財政的課題を解決したうえで、円滑な事業推進が期待できる。

草津市教育委員会事務局教育総務課
草津市子ども家庭部幼児課

要望先：滋賀県教育委員会事務局
学校支援課、教職員課

重点要望（継続）

特別支援教育コーディネーターの専任配置について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

特別支援教育コーディネーター業務に専念できる人的配置について、特段の配意をお願いしたい。

また、あわせて、国へ強く働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

市内全域　小学校１４校、中学校６校

［ 現状と課題 ］

1　特別支援教育コーディネーターは各校に校務分掌として位置づけられているが、学級担任を兼務または他の校務分掌を兼務しており、本来のコーディネーターとしての役割を十分に果たし切れていないのが実情である。

2　個別の教育支援計画作成対象児童生徒数は経年的に増加しており、平成２４年度に３４６人であったのが平成２７年度は５８３人となっている。「個別の指導計画」作成対象児童生徒数においては、平成２７年度は７６５人が在籍し、作成していない児童生徒の中にも、特別な教育支援が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、障害の状況も重度化、複雑化している。こうした状況の中で、校内委員会やケース検討会議等の企画・準備・運営にコーディネーターが十分にかかわれないことで、一人ひとりの児童生徒への有効な取組と担任への支援を推進することが難しい状況にある。

3　コーディネーターは、特別支援の必要な児童生徒の把握と支援方法等に関わる教職員への適切な助言、児童生徒やその保護者の相談窓口および突発的な事象への対応、校内委員会や研修会の開催、関係機関との連携や校内外におけるケース会議への参加等多岐にわたる業務を担っており、専任配置の必要性がある。

［ 事業実施による効果 ］

1　学校組織としての取組が推進できる。

(1)児童生徒ならびに担任へのきめ細かな支援ができる。

(2)校内委員会、ケース会議の企画・準備・情報の収集・運営を円滑に行うことができる。

(3)校内研修の企画・運営が充実する。

2　外部の関係機関との効果的な連絡調整が図れる。

(1)関係機関の情報の収集・整理ができる。

(2)専門機関等へ相談をする際の情報交換や連絡調整が円滑に行える。

(3)専門家チーム、巡回相談員との連携が図れる。

3　保護者に対する適切な対応ができる。

(1)保護者の相談窓口となり、適切な就学指導を行うことができる。

4　特別支援コーディネーターとしての機能が発揮され、各学校における特別支援教育の充実を図ることができる。

草津市教育委員会事務局学校教育課

要望先：滋賀県教育委員会事務局
幼小中教育課、教職員課

重点要望（継続）

ＩＣＴ支援員による学校ＩＣＴ化のサポート体制整備について【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

学校でのＩＣＴ活用を促進するため、外部人材の活用による「ＩＣＴ支援員」の配置について、特段の配意をお願いしたい。

また、あわせて、国へ強く働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

電子黒板やタブレットＰＣなど、学校ＩＣＴ環境の有効活用に欠かせないのが、運用や保守などのサポートである。

平成２７年６月３０日に閣議決定された政府の「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」では、「円滑なＩＴ利活用を図るための支援員の育成、確保および活用を進める」とされている。

さらに、文部科学省の「２０２０年代に向けた教育の情報化に関する懇談会　中間取りまとめ」（平成２８年４月８日）においても、「ＩＣＴの活用を進める上で、ＩＣＴ支援員の活用など専門的なサポート体制の構築を含めた授業での活用における支援を行うことは重要である。」とされている。

そのため、本市では平成２４年度から民間企業へ委託し、ＩＣＴ支援員の配置を行ってきた。その成果として、教員のＩＣＴ機器利用率が増え、ほとんどの教員が電子黒板ならびにタブレットＰＣを使うことができるようになり、授業改善に向けた効果的なＩＣＴ機器活用も進んできた。また、特定のＩＣＴ支援員がこまめに学校巡回することで各校の教職員の力量に応じた具体的な支援が可能になってきている。

本市では、全ての小中学校に電子黒板とタブレットＰＣを導入することにより、従来の学習に加え、デジタル機器の有効活用による質の高い授業を構築し、学力向上、とりわけ思考力・判断力・表現力の育成を目指している。

今後、児童生徒はもちろん教職員の情報活用能力の育成、これからの社会を生き抜く力の育成を図るために、今年度までのサポート体制を継続、充実させていきたいと考えている。これからも、ＩＣＴ支援員の安定的、継続的配置を実施するために、市費に頼らない制度をつくっていただくことを望んでいる。

［ 事業実施による効果 ］

1　各学校の実情に即し、以下の項目について効果的な取組ができる。

(1) ＩＣＴを活用した効果的な教科指導方法の確立とその定着

(2) 確かな情報活用能力を育成するための体系的な情報教育の推進

(3) 校務の情報化を通じた教育の質の向上

(4) 特別支援教育におけるＩＣＴの活用促進

(5) 教員のＩＣＴ活用指導力や授業力を高めるための支援体制の充実

(6) 情報セキュリティマネジメントの推進

2　外部人材の派遣により、外部からの定期的なチェックと指導、コンサルタント的な支援ができる。

草津市教育委員会事務局学校政策推進課